

○浅麓環境施設組合財務規則

昭和41年4月1日

規則第11号

改正 昭和57年10月1日規則第1号

令和3年12月7日規則第8号

浅麓環境施設組合財務規則については、小諸市財務規則（昭和55年小諸市規則第16号）を準用する。

この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、第2条第1号中「市長の事務局の部長及び課長、出先機関の長、議会事務局の長及び委員会又は委員の事務局の長」とあるのは「所長」に読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月7日規則第8号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。